

A市における居住支援ニーズに関する研究 —居住支援セミナーにおける参加者意見の分析から—

岡部 真智子

福山平成大学 福祉健康学部
(福祉学科)

E-mail : m-okabe@heisei-u.ac.jp

【要旨】

本研究の目的は、線引きが難しく明らかにしづらい居住支援ニーズを構成する要素やその関係性を明らかにすることである。A市の居住支援セミナーで出された行政職員や福祉関係者、不動産関係者等の意見を分析した結果、居住支援ニーズは、【住み続けられない、住まいを確保できない直接的な問題】【住み続けや住まいを確保できない問題の背景】【空き家を取り巻く実態】の3点に整理できた。【住み続けられない、住まいを確保できない直接的な問題】は、「物理的環境が整備されていない問題」「家賃等の経済的な問題」「保証人・身元引受人等の問題」「入居できない市営住宅の問題」「相談にかかる問題」「住まいと入居希望者のマッチングにかかる問題」「改修が必要でも手入れなされない問題」「専門職・非専門職の人材不足問題」の8点の要素からなり、こうした問題には、地域の状況（メゾレベルの問題）や法律・制度の影響（マクロレベルの問題）が関係していることが明らかになった。また支援が必要な人と住まいの問題については【移り住む先がない問題】【現在の住まいを失う可能性がある問題】【住まいを検討することで支援が広がる問題】の3つに整理することができた。今後、市町村単位で居住支援を推進するためには、「住まいに関わるあらゆる人がテーブルに着く場」を設け、皆で「住まいにかかる問題を分析し、対応の検討が必要な『真の問題』を明らかにし、共有する」ことが求められる。

キーワード：居住支援ニーズ、住宅、協働

1. 研究の背景と目的

1 (1) 住宅確保要配慮者を取り巻く居住支援の動きと推進の難しさ

我が国では、かねてより低所得者や高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、住宅確保に支援を必要とする人が課題になっている。2020（令和2）年に入ってから新型コロナウイルスが猛威をふるい、7月は前年同月と比べても完全失業者が41万人増え¹⁾、外出自粛に伴う家庭内暴力（DV）増加の懸念もあり、住まいを失う人は今後増えることが予想される。

住まいを確保することが困難な人を「住宅確保に特に要する者」（以下、住宅確保要配慮者）と定義し、彼らの居住安定の確保を目的としたのが、2007（平成19）年に成立した「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下、住宅セーフティネット法）である。2017（平成29）年には同法が改正され、居住支援協議会²⁾による居住支援の強化が盛り込まれた。

居住支援協議会は、2020（令和2）年7月末時点で全国に99協議会ある（すべての都道府県と52市区町）³⁾。国は2020（令和2）年度末に、全市区町村のうち80%の市区町村で居住支援協議会を設立・参画することを目標に掲げているが、居住支援に取り組む必要性を感じている自治体とそうでない自治体の意識の差は大きく、目標の達成は困難な状況である。

これまで国土交通省の地方整備局は、厚生労働省の地方厚生局と連携し、個別訪問、情報交換会などにより市区町村居住支援協議会の設立支援を行ってきた。2019（令和元）年度からは、「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」⁴⁾を創設し、市区町村単位で居住支援協議会を設立する支援を行っている（嶋田2020）。

居住支援において連携と実践が進まない理由を、白川（2020）は3点挙げている。1つ目は、「住民の相談支援に日々奔走している第一線の職員と自治体行政職員との意識のずれ」、2つ目は「居住支援の実施によって、(中略)余計な仕事が増えるという考え」、3つ目は「社会福祉行政の多くは市区町村が主体である一方、住宅行政は、都道府県が中心であったり、市区町村は公営住宅オーナー業以外の住宅『政策』を取っていない」ためである。佐藤（2019）は「住宅よりも分権が進む福祉行政では、市区町村の主体性が強く、かつ、対象別に部課が分かれ、『住まい』を共通に所管する部署はないため、市等でも連携体制の構築が困難な場合がある」と述べ、福祉行政の中でも連携の難しさを指摘している。こうした課題が解決

されない限り、市区町村単位で居住支援を進めることは容易ではない。

1 (2) 居住支援の定義と居住支援にかかる先行研究の到達点

国内の法令上、「居住支援」には明確な定義はない。白川（2020）は、居住支援を3つの視点から捉えている。①「住宅の確保」と「暮らしの支援」がワンセットになっていること、②居住支援には「住宅確保と日常生活・社会生活の困難を複合的に抱える人に対する支援」と「家主支援」の2つの意味が含まれること、③居住支援の具体的支援には「入居前支援」と「保証関係の支援」、「入居後の支援」の3つがあること、である。つまり、居住支援とは住まいを必要とする人に対して、入居前から入居後にかけて行われる保証を含めた住まいの確保や暮らしの支援であり、不動産関係者や大家といった貸主側のリスク低減も考慮した支援を意味する。

2017（平成29）年の改正住宅セーフティネット法以降の居住支援にかかる先行研究を概観すると、居住支援協議会の活動に注目し、その多様性を明らかにした佐藤（2020①）や岡部ら（2018①）、富増ら（2018）の研究がある。他にも、それぞれの居住支援法人等の活動を取り上げた、栗田（2019）や中島（2019）、NPO法人やどかりサポート鹿児島（2019）や上田（2019）の実践報告がある。

住宅確保要配慮者の支援に焦点をあてた研究には、対象別に論じたものが多い。高齢者を対象とした金山（2019）や鈴木（2019）、障害者を対象とした松田（2020①）、母子世帯・ひとり親世帯・女性を対象とした大崎（2020）や葛西（2020）、小山（2019）、金指（2019）の研究がある。他にも低所得者を対象とした松田（2020②）や塩山（2019）、被災者を対象とした須沢ら（2020）の研究もある。また、ホームレスに関する平田（2020）や山田（2019）の研究に加え、刑事施設を出所した者を支援の対象とする西野（2020）、外国人を対象とした圓山（2020）、斐（2019）、稲葉（2016）による研究もある。

居住支援は自治体の住宅部局と福祉部局の連携が重要になることから、自治体に着目した佐藤（2020②）（2018）、岡部ら（2018②）等、複数の研究が行われている。

1 (3) 研究の目的

居住支援が広がらない理由を、佐藤(2020②)は「ニーズ把握の不足や人的体制の遅れが大きい」と指摘し、「実態やニーズを把握していないと回答した自治体が2割程度ある」ことを明らかにしている。また白川(2020)は、居住支援の実践を広げるためには、「福祉・住宅両面からの居住支援ニーズの把握」が重要だと指摘している。しかしながら、居住支援のニーズに焦点をあてた研究はみあたらない。この理由には、そもそも居住支援ニーズに関心を向ける自治体等が少なく、ニーズが把握されても内部の検討材料にとどまり外向けに発信されていない、居住支援のニーズは借り手が自覚するニーズ以外にも、借り手側はニーズを感じていないものの貸し手側からみたらニーズとなるものがあるなど多岐に渡り、線引きが難しい等の理由があるためだと考える。

そこで本研究は、居住支援ニーズを構成する要素やその関係性を明らかにする。居住支援ニーズについては、A市の居住支援セミナーで出された行政職員や福祉関係者、不動産関係者等の意見から抽出した。

2. 研究の方法

2 (1) A市居住支援セミナーの概要

A市は、市内の居住支援の認識を高めるために、2019(平成31)年1月と2019(令和元)年11月の2回にわたって、「居住支援セミナー」を開催した。2回の居住支援セミナーは連続した内容ではなく、参加者も2回とも参加した人もいれば、1回のみの人もある。

参加者は、A市福祉部局、A市住宅部局の職員と、両部局の職員が呼びかけたA市社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、高齢者サービス事業所、障害福祉サービス事業所、病院の地域連携室、地域包括支援センター、民生委員児童委員、不動産業者、県建築士会、NPO法人、廃棄物処理事業者である。参加者は各回60名程度である。

1回目、2回目ともに、はじめに地方整備局の担当者から、近年の住宅セーフティネット制度の概要や動向に関する「情報提供」が行われた。その後、「事例紹介」として、他の地域の居住支援協議会の活動紹介(1回目)や、社会福祉協議会が行う居住支援と死後事務にかかる実践報告(2回目)が実践者から発表された。他の地域の実情や対応を学んだ後、セミナー参加者が互いの立場や悩み、課題を共有する目的で、参加者全員で「ワークショップ」を行った。

ワークショップは、7~8名が1つのグループ(あらかじめA市主催者がメンバーを割り振り、行政関係者、福祉関係者、不動産関係者がグループ内に含まれるよう調整済)となり、ファシリテーターの進行の下で進められる。検討するテーマは2つあり、1回目、2回目ともに「不動産会社・家主が貸したくない理由、不安に思っていることは何か」が含まれた。

ワークショップでは、テーマごとに「意見出し」と「意見の整理」が行われる。「意見出し」とは、グループのメンバーがテーマに即して、できるだけ多くの意見を出すもので、1つの意見につき、1枚の「付箋」に書き出す作業を指す。その後、一人ひとりがグループのメンバーに「付箋」に書いたことを読み上げながら、模造紙に貼り付ける。全員の「付箋」が模造紙に並べられた後は、メンバー全員で関連する「付箋」をグループ化し、名付けを行い、グループの関係を図で表した(「意見の整理」)。その後、グループごとに全体の前で発表を行った。

2 (2) 分析の対象と分析方法

本研究では、「ワークショップ」のテーマ「不動産会社・家主が貸したくない理由、不安に思っていることは何か」が、参加者が考える居住支援ニーズにあたると考え、参加者が書いた「付箋」(2回の居住支援セミナーで合計333枚)を分析の対象とした。

分析を始める前に、内容が同じ「付箋」を1つの「一次ラベル」としてまとめた。共通するものがない「付箋」は、それ自体で1枚の「一次ラベル」とした。結果277枚の「一次ラベル」ができた。分析では「一次ラベル」をグループ化し、その関係の図式化を試みた。その後、できたグループに名づけをして「二次ラベル」を作成した。「二次ラベル」は70枚できた。その後「二次ラベル」を並べ直し、再度グループ化を試み、グループ同士の関係を図式化した。また、支援が必要な人と住まいの多様な問題について詳細な検討を行うため、該当する「一次ラベル」を取り出し、問題内容の分析を試みた。

2 (3) 倫理的配慮

居住支援セミナーを主催したA市の住宅部局、福祉部局の担当者それぞれに、研究の主旨と分析後に学術論文としてまとめること、匿名性を担保する旨を説明し、ワークショップで使われた「付箋」の使用について了承を得た。なお「付箋」は無記名で書かれているため、個人を特定することはできない。

3. 結果

居住支援セミナーの参加者が考える「不動産会社・家主が貸したくない理由、不安に思っていること」を分析した結果、居住支援ニーズ（課題等）は、【住み続けられない、住まいを確保できない直接的な問題】（図1）、【住み続けや住まいを確保できない問題の背景】（図2）、【空き家を取り巻く実態】（図3）の3点に整理できた。図1～図3の□で囲んだ内容が抽出された居住支援ニーズの要素にあたるが、いずれも単独で成立するのではなく、相互に関連していることがわかる。支援が必要な人の属性と住まいの問題についても、3つ（「移り住む先がない問題」「現在の住まいを失う可能性のある問題」「住まいを検討することで支援が広がる問題」）に整理することができた（表1）。

3 (1) 住み続けられない、住まいを確保できない直接的な問題

住み続けられない、住まいを確保できない問題には、「安心して住める場所がない」問題と「住まいを得られない」問題があり、両者にかかわる27枚の「二次レベル」の関係を表したのが図1である。

「安心して住める場所がない」とは、現在、持ち家や

借家にかかわらず住まいがあるものの、その住まいが住むにあたって適切な環境ではないことを指す。具体的には「耐震問題・老朽化・壊れる」問題や、物理的環境面から「身体状況に合わない住まい」の問題（以上を「物理的環境が整備されていない問題」に集約）、「家賃負担が高い」など経済面で負担が大きい等の問題（「家賃等の経済的な問題」に集約）がある。物理的環境を整えるためには住宅改修が考えられるが、「改修費が負担」と感じていたり、そもそも「住まいにはお金をかけない」、若い人が今後住む予定がないため「自分のためには改修しない」と決めているため、「家の手入れができない・しない」人もいた（以上を「改修が必要でも手入れなされない住宅の問題」に集約）。

「住まいを得られない」理由には、「保証人・連帯保証人不在」や「身元引受人不在」のために契約に至らない問題（以上を「保証人・身元引受人等の問題」）、支援が必要な人と住まいの「マッチングが難しい」ために住まいをみつけられない問題（「住まいと入居希望者のマッチングにかかる問題」に集約）があった。また、相談をしたくとも「相談先がわからない」「相談の仕方がわからない」と感じる人もいた（以上を「相談にかかる問題」に集約）。これらは「専門職・非専門職の人材不足」と

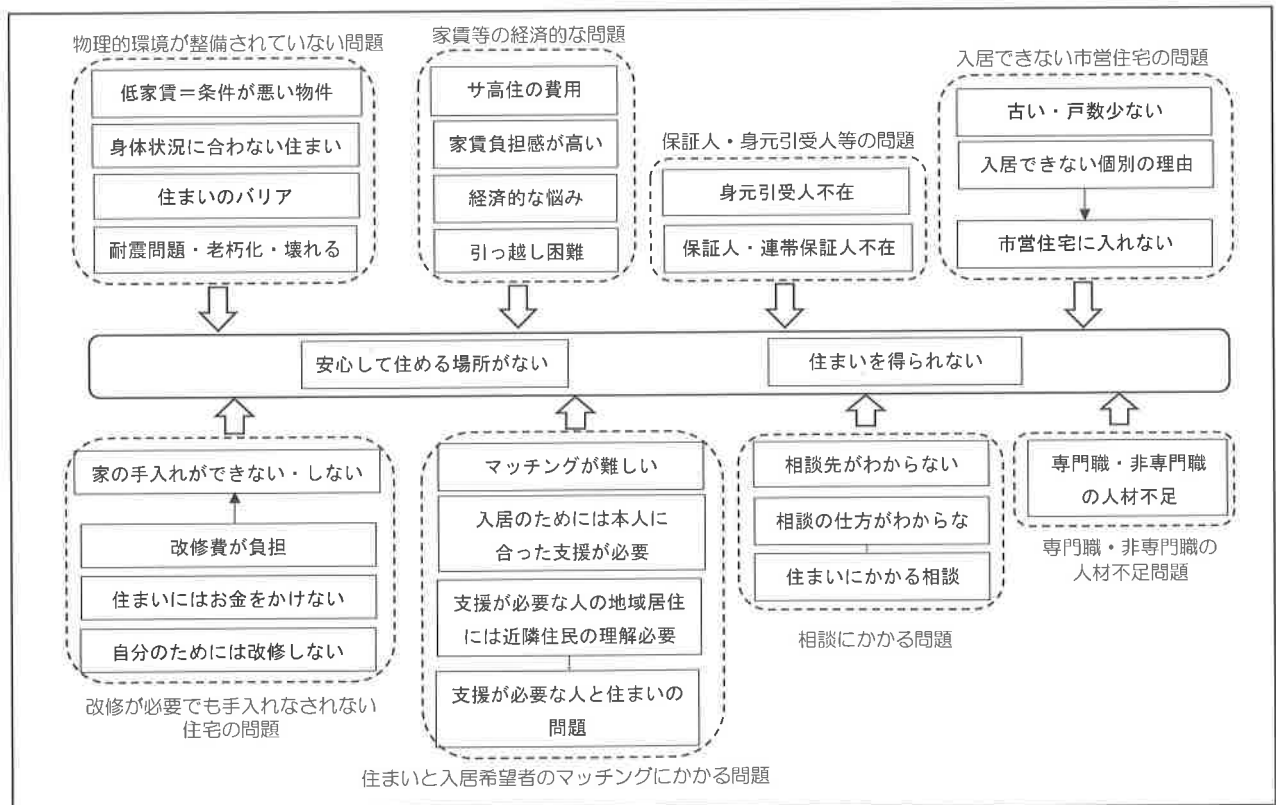


図1 住み続けられない、住まいを確保できない直接的な問題

関係している（「専門職・非専門職の人材不足問題」に集約）。他にも、市営住宅が「古い・戸数が少ない」ことで入居できなかったり、自宅があることや税金滞納等の「入居できない個別の理由」により、「市営住宅に入れない」問題（以上を「入居できない市営住宅の問題」に集約）があることがわかった。

以上から、住み続けられない、住まいを確保できない問題は、「物理的環境が整備されていない問題」「家賃等の経済的な問題」「保証人・身元引受人等の問題」「入居できない市営住宅の問題」「相談にかかる問題」「住まいと入居希望者のマッチングにかかる問題」「改修が必要でも手入れなされない住宅の問題」「専門職・非専門職の人材不足問題」の8点に整理することができる。「保証人・身元引受人等の問題」「入居できない市営住宅の問題」は賃貸借契約にかかる法律や制度が影響（マクロレベルの問題）している。

3 (2) 住み続けや住まいを確保できない問題の背景

住み続けられないことや住まいを確保できない問題には、人口減少やコミュニティの縮小といったA市の状況（メゾレベルの問題）が影響している。これを表したのが、26枚の「二次レベル」の関係を図式化した図2である。

A市では「人口減少」が進み、担い手不足もあり「コミュニティ活動の縮小」が続いている。また移動の手段に限られるといった「交通不便」、病院や商店が近くにないという「社会資源の不足」、空き家に動物が住みつき荒れる「害獣被害」や「ゴミ屋敷・動物屋敷」など「住宅

周辺の環境悪化」があり、これが「生活不便」につながっている。

そして「住民の高齢化・単身化」が進んでいることから「一人暮らしの人への見守り」が必要であるが、人材不足等から「見守る人が不在」問題も生じている。住民が亡くなった後、発見が遅れば、「死亡事故後は借り手がつかない」事態が生じる。

他にも、住宅内に墓地がある、土地と建物の所有者が異なるといった「貸しにくい物件」や、借り手がいても「家賃滞納の不安」や「住民トラブル」が危惧されれば、リスクの不安から「不動産業者は動きにくい」事態が生じている。

単身で高齢化した人は施設入所を検討するものの、A市内の「高齢者施設が不足・古い・遠い」と感じている。また、単身高齢者の住宅は「空き家予備軍」とみることもできる。

「コミュニティ活動の縮小」や単身高齢者を「見守る人が不在」という問題は、「人と住まいの孤立」につながり、A市住民が住み続けることに不安をもたらすものとなる。

3 (3) 空き家を取り巻く実態

空き家に関する「二次レベル」17枚の関係を検討し、表したのが図3である。

A市には「空き家・空地の増加」問題があり、「空き家は市内のどこにでもある」と認識されている。「空き家の活用が必要」という考えがある一方で、空き家には

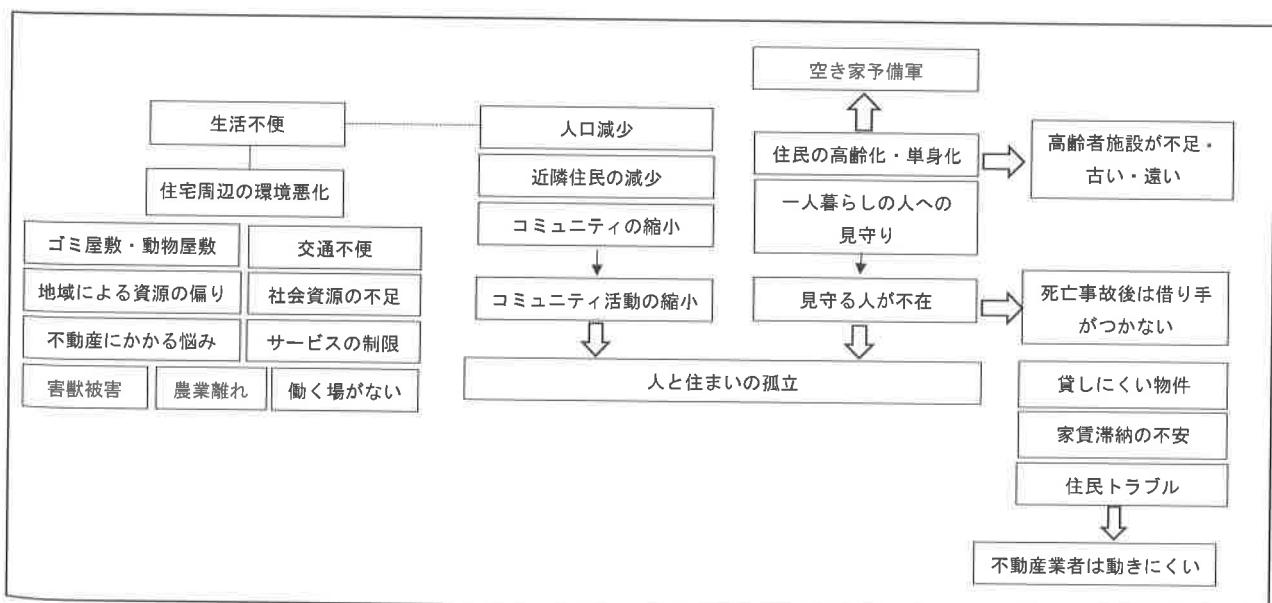


図2 住み続けや住まいを確保できない問題の背景

「程度のひどい空き家」「活用されない空き家」「すぐには使えない空き家」があり、使えるものと使えない空き家の峻別が必要である。また「空き家改修のための費用・人材不足」から手入れが進まない現状もある。同様に、仏壇が残っている、家族が貸したがらないという理由から「貸さない空き家」や「活用できない空き家」もあり、すべての空き家が貸せるわけではない。また立地から「売れない空き地・空き家」もある。こうした事態から「空き家の需要はあるか」という懸念も生じている。

「貸さない空き家」「活用できない空き家」「売れない空き地・空き家」は時間が経過すると「放置空き家の増加」につながる。また「持ち主が不明な空き家」だけでなく、持ち主がわかっても「管理されない空き家」や「持ち主が動かない空き家」があり、これも「放置空き家の増加」につながる。こうした問題を突き詰めていくと、

空き家所有者や地域住民の「住まい・空き家に対する意識が希薄」という課題もみえてくる。

3 (4) 支援が必要な人と住まいの問題

支援が必要な人と住まいの問題を詳細に分析するために、「支援が必要な人と住まいの問題」（「二次ラベル」）を構成する「一次ラベル」を属性ごとに分けて表1に整理した。

整理の結果、すべてを含む「全般」と「高齢者（認知症が中心）」「障害児者」「子育て世帯」「DV被害者」「低所得者」「医療が必要な人」「若者」「外国人」に区別することができた。

問題の内容を分析すると、【移り住む先がない問題】【現在の住まいを失う可能性がある問題】【住まいを検討することで支援が広がる問題】の3つに整理できた（重

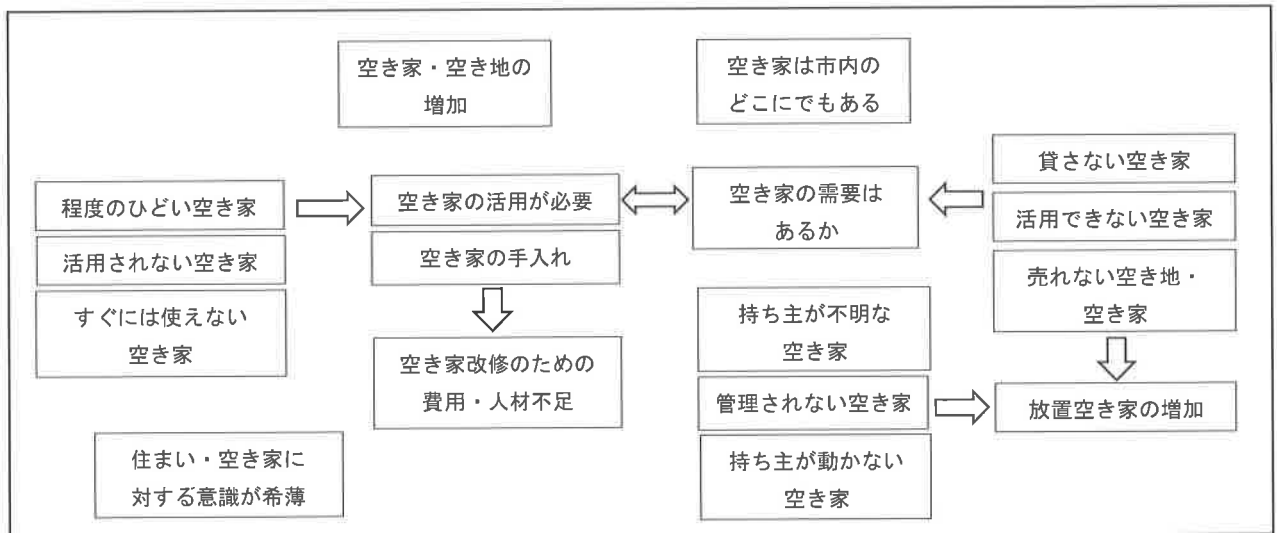


図3 空き家を取り巻く実態

表1 支援が必要な人の属性と住まいの問題

属性	問題	対応	属性	問題	対応
全般	少し支援が必要な人が入居可能な住まいが少ない	○	低所得者	生活に困っている人	○◇
高齢者	認知症になったら住めなくなる	◇		経済的に苦しい人の住む場所が少ない	○◇
	認知症の人は施設入所になりやすい	◇		働けない50代・60代でお金がない	○◇
	認知症の一人暮らしの人に対し、冷たい・厳しい目がある	◇		生活に困っている人	○◇
	認知症の症状が現れ、近所に迷惑をかけるのでは	◇	生活保護になると行き先が限られる	○	
障害児者	障害児を抱えた親、借家の退去を求められるが紹介物件はポロポロ	○◇	医療が必要な人	働いていないと入居できない	○
	精神障害者と高齢の親の退院後に住めるところがあればよい	○△		長期入院患者が退院時に借りられるアパートがない	○
	自宅に戻れない障害者が帰る場所があればありがたい	○△	若者	医療の必要な人の受け入れが難しい	○
	親亡き後の障害者の生活	△		働けない若者と親が同居。10年先が心配	◇
	障害者ケア施設でケアホームをつくり利用者向けにする	△		未成年の閉じこもり	◇
子育て世帯	子育て世帯の居場所	○△	外国人	外国人の住居	○
	DV被害者	DV避難者のシェルター的な一時的な住まい		○△	外国人が自立しようとしても貸してくれない
					海外研修生が契約上の(乙)になりにくい

○：移り住む先がない問題、◇：現在の住まいを失う可能性がある問題、△：住まいを検討することで支援が広がる問題

複を含む)。最も多いのは【移り住む先がない問題】で、「少し支援が必要な人が入居可能な住まいが少ない」「精神障害者と高齢の親の退院後に住める場所があればよい」「働いていないと入居できない」「長期入院患者が退院時に借りられるアパートがない」「医療の必要な人の受け入れが難しい」「外国人が自立しようとしても貸してくれない」等があげられる。次に多いのは【現在の住まいを失う可能性がある問題】で、これには「認知症になったら住めなくなる」「働けない若者と親が同居。10年先が心配」「未成年の閉じこもり」等が該当する。最後の【住まいを検討することで支援が広がる問題】には、「共依存の家族生活を分けたいが住まいに困る」「親亡き後の障害者の生活」等があげられる。

4. 考察

以上から、居住支援を進めるうえで重要なのは次の2点だと考える。一つは、居住支援ニーズに対応するには、はじめに「住まいにかかる問題を分析し、対応の検討が必要な『真の問題』を明らかにし、関係者で共有する」ことだ。本研究では、A市の住まいにかかる問題は「物理的環境が整備されていない問題」「家賃等の経済的な問題」「保証人・身元引受人等の問題」「入居できない市営住宅の問題」「相談にかかる問題」「住まいと入居希望者のマッチングにかかる問題」「改修が必要でも手入れされない問題」「専門職・非専門職の人材不足問題」の8つに整理できた。問題には大小、対応までにかかる時間の長短があり、蔓のように絡み合っている。整理をしないとどこから手を付けてよいか判断が難しいため、はじめに住まいにかかる問題の整理・分析を行い、対応の検討が必要な「真の問題」を明らかにし、関係者で共有することが重要である。

2つ目に重要な点は、「住まいに関わるあらゆる人がテーブルにつく場」を設けることだ。住まいにかかる問題は個人の問題（マイクロレベルの問題）と捉えられ、個別の支援が行われるが、本研究から明らかのように、地域の状況（メゾレベルの問題）や法律・制度の影響（マクロレベルの問題）を受けている。したがって、様々な問題に対応するには不動産業者や福祉サービスの関係者、司法関係者、行政担当者等、多様な人が議論できる場が必要である。皆で議論することで、居住支援の意義や重要性が理解・共有され、どの問題を誰が対応できるか検討しやすくなる。こうした場を居住支援協議会に求める声もあるが、居住支援協議会の活動として行うのが

最善であるかは地域によって異なる。どのような形で取り組むのか、誰に参加を求めるかは、地域の状況に合わせて検討するのが望ましい。

こうした取り組みにおいて重要なのは、行政担当者だけではなく、民間の専門職や事業者等、関係する人々を巻き込むことである。白川（2020）が「住民の相談支援に日々奔走している第一線の職員と自治体職員との意識のずれ」があると指摘するように、それぞれが感じる住まいの問題は多様で、対応が求められる緊急度にも温度差がある。意識のずれを解消するには、同じ認識を持てるようそれぞれの立場からみえることを率直に語り、互いの立場や各自ができることを認識することが大切である。また、「余計な仕事が増える」（白川2020）という意識を払拭するには、参加するメンバーがメリットを感じられる仕掛けをつくることも重要だ。集まって話すことで困りごとが解決したり、つながりの意義を感じられれば、「余計な仕事」とは感じにくくなるだろう。こうした取り組みを進めるためには、市町村のレベルで住宅政策を策定することも一考である。現在都道府県に策定が義務付けられている「住生活基本計画」を、市町村も同様とする、あるいは総合計画の中に盛り込むことを必須とすることで、市町村単位での居住支援が広がると考える。

おわりに

今回、A市の協力のもと、住まいの問題にかかる居住支援ニーズの分析を試みたが、地域全体で居住支援の機運を高めるためには、「住まいに関わるあらゆる人がテーブルにつく場」を設け、協働して「住まいにかかる問題を分析し、対応の検討が必要な『真の問題』を明らかにし、関係者で共有する」ことが望ましい。今後の研究では、そうした協働の場づくりの方策について検討したい。

謝辞

本研究は、日本学術振興会・科学研究費助成事業による研究成果（2020K02284、研究代表：岡部真智子）の一部である。研究を遂行するにあたり、ご協力いただきましたA市職員の皆様には、この場を借りてお礼申し上げます。

注

- 1) 総務省統計局「労働力調査（基本集計）」によれば、2020（令和2）年7月の完全失業者は、197万人にのぼり、前年同月比で41万人増加している。

- 2) 居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し支援する組織である。居住支援協議会が行う居住支援には、①住宅確保要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・あっせん、②住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置、サポート店の設置等）、③家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介、④賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催があるが、活動内容に制限はないため、その取り組みにはばらつきがある。
- 3) 居住支援協議会は年々増加している。具体的には、2016（平成28）年4月末で61協議会、2017（平成29）年3月末で66協議会、2018（平成30）年9月で72協議会、2019（平成31）年2月に77協議会、2019（令和元）年7月末日86協議会、2020（令和2）年7月末で99協議会と増えている。
- 4) 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」とは、居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の同意が得られていない、関係者の同意は得られているがどうやって設立すればよいかわからない市区町村を募集し、ハンズオン支援を行うものである。2019（令和元）年度は、座間市、瀬戸市、岡崎市で同プロジェクトが展開された（嶋田2020）。
- 括的居住支援とコミュニティソーシャルワーク』『コミュニティソーシャルワーク』（23）、5-14.
- 圓山王国（2020）「多文化の住民が「ともに安心して暮らす」ための支援：UR川口芝園団地における実践と考察」『住宅』69（5）、71-78.
- 松田雄二（2020①）「障害者グループホームにおける居住支援」『住宅』69（5）、45-49.
- 松田雄二（2020②）「救護施設における居住支援の現状」『住宅』69（5）、40-44.
- 中島 靖浩（2019）「新たな住宅セーフティネット制度と居住支援法人」『住宅』68（1）、8-12.
- 西野亜希子（2020）「刑務所など施設退所者の居住支援：沖縄県NPO法人プロミスキーパーズを例に」『住宅』69（5）、34-39.
- NPO法人やどかりサポート鹿児島（2019）「やどかりのこれまでとこれから：鹿児島県全域における地域福祉保証の提供を目指して」『住宅』68（1）、39-42.
- 岡部真智子、児玉善郎（2018①）「住宅確保要配慮者への居住支援を担う居住支援協議会の活動実態と今後の課題」『日本建築学会大会学術講演梗概集（東北）』1245-1246.
- 岡部真智子、児玉善郎（2018②）「住宅確保要配慮者への居住支援を行う居住支援協議会に対する自治体の支援の実際と課題」『地域ケアリング』20（7）、49-51.
- 大崎元（2020）「困難を抱える女性／生きづらさを抱える女子とDV被害者への居住支援のかたち」『住宅』69（5）、56-64.
- 大月敏雄（2020）「居住支援政策を考える：「住宅」政策から「居住」政策へ」『住宅』69（5）、3-18.
- 婁安（2019）「かながわ外国人すまいサポートセンターの活動と外国人の住まいについて」『住宅』68（1）、43-47.
- 佐藤由美（2020①）「自治体居住政策のトリガーとしての「居住支援協議会」」『住宅会議』（108）、55-57.
- 佐藤由美（2020②）「住宅・福祉部局等の連携による自治体居住政策（2）—平成29年調査・令和元年調査の比較—」『奈良県立大学研究季報』30（4）、31-64.
- 佐藤由美、阪東美智子（2019）「自治体居住政策における住宅と福祉等の連携（2）—都道府県における「協議会型アプローチ」」『日本建築学会大会学術講演梗概集（北陸）』269-270.
- 佐藤由美（2018）「住宅・福祉部局等の連携による自治体居住政策：住宅部局からみた実態と課題」『奈良県

引用・参考文献

- 平田真基（2020）「ホームレス支援の現場における居住支援」『住宅』69（5）、30-33.
- 稲葉佳子（2016）「多文化共生社会における居住支援の取り組み」『日本不動産学会誌』30（2）、73-77.
- 金指有里佳、小池孝子、定行まり子（2019）「ひとり親世帯の今後の居住支援展開における課題について 豊島区居住支援協議会の取組みを事例として」『日本建築学会技術報告集』（59）、445-449.
- 金山公彦（2019）「独居高齢者と空室に悩む賃貸住宅オーナーのマッチングに関する事業」『住宅』68（1）、36-38.
- 葛西リサ（2020）「母子世帯への居住支援の実態と課題」『住宅』69（5）、50-55.
- 小山訓久（2019）「母子家庭を対象にした居住支援取組と展望」『住宅』68（1）、22-25.
- 栗田将行（2019）「保証人不在や死後事務に取り組む包

- 立大学研究季報』28(4), 1-26.
- 嶋田大輝(2020)「居住支援のための住宅政策：居住支援法人, 居住支援協議会の現状」『住宅』69(5), 19-24.
- 塩崎賢明, 阪東美智子, 川崎直宏, ほか(2018)「生活基本法体制の到達点と課題: 居住弱者の住生活に着目して」『住総研研究論文集・実践研究報告集』44(0), 25-36.
- 白川泰之(2020)「居住支援の現状と実践に向けた視点」『月刊福祉』103(5), 16-20.
- 塩山諒(2019)「低所得者への居住支援の取り組み」『住宅』68(1), 32-35.
- 須沢菜, 外柳万里(2020)「自然災害後の遠隔地避難者への居住支援」『住宅』69(5), 65-70.
- 鈴木健二(2019)「民間賃貸住宅を用いた社会福祉法人による単身高齢者への居住支援の実態」『日本建築学会計画系論文集』84(759), 1189-1199.
- 富増弥希, 藤原ひとみ(2018)「居住支援協議会の実態調査と今後の支援の在り方に関する研究」『日本建築学会大会学術講演梗概集(東北)』333-334.
- 上田浩之(2019)「熊本市社会福祉協議会「住宅確保要配慮者支援事業」の取り組みと課題」『住宅』68(1), 26-31.
- 山田耕司(2019)「抱樸における居住支援活動の取り組み」『住宅』68(1), 13-17.

Studying the Need for Housing Support in City A: Insights from an Analysis of Participants' Opinions at Housing Support Seminars

Machiko OKABE

Department of Welfare Science,
Faculty of Welfare and Health Science,
Fukuyama Heisei University

E-mail : m-okabe@heisei-u.ac.jp

Abstract

This study aims to determine the need for housing support and to clarify the relationship between these needs, assessed from the opinions of the participants at a housing support seminar in City A.

As a result of this analysis, the need for housing support can be classified into three facets:

First, "direct problems related to an inability to continue occupying one's living space or to secure housing," second, "background to the problems related to an inability to continue occupying one's living space or to secure housing," and third "actual circumstances surrounding vacant houses."

The first issue consisted of eight factors comprising specific meso level problems such as regional characteristics, as well as macro level problems such as laws and societal institutions.

Housing-related issues faced by people in need of support can be organized into three categories: "problems of having no place to move to," "problems of losing one's current housing" and "issues related to the expansion of potential support options by considering one's housing arrangement."

In the future, in order to promote housing support measures in municipalities, it will be necessary to establish a "forum where everyone concerned with housing has a seat at the table" and to work together to "analyze the issues related to housing. It is also necessary to define and share what are the 'essential problems.'"

KEYWORDS : Need for Housing Support , Housing, Collaboration